

マンション管理士試験に合格された皆様へ

一般社団法人東京都マンション管理士会  
理事長 親泊 哲

難関のマンション管理士試験に合格された皆様、おめでとうございます。  
合格までのご努力に対し、心より敬意を表します。

私共、一般社団法人東京都マンション管理士会（以下「当士会」）は、マンション管理士会の全国組織である[一般社団法人日本マンション管理士会連合会](#)（以下「日管連」）が推進したマンション管理士会（会員会）の組織整備・再編に応じ、東京都を本拠とするマンション管理士が加入する新たな団体として、2015（平成27）年1月に設立されたマンション管理士の団体です。

会員のマンション管理士の人数は、2024（令和6）年12月現在約400名で、日管連の会員会中、最多の構成員を擁します。

会の事業の柱は、[定款](#)第7条第1項に定められた「マンション管理士の業務活動に対する支援」と「マンション管理士制度の普及、周知」です。

いずれの事業についても、日管連、東京都及び区市、関係団体との連携・協力によって幅広く充実したものとなる関係にあります。

「マンション管理士の業務活動に対する支援」とは、研修の実施、会報の発行、電話相談制度のほか、支部・専門委員会、研究会・座談会の運営を通じた会員同士の交流、管理組合の依頼に応じた会員マンション管理士の紹介などの事業になります。

特に、マンション管理組合から当士会に対して寄せられる会員マンション管理士の紹介依頼の件数は、年を追うごとに増加する傾向にあります。

また、会員マンション管理士の業務活動に対する支援に資する事業の範囲は、日管連が事業主となる「国土交通省補助事業」、「マンション管理適正化診断サービス」、管理計画認定制度の「事前確認」、公益財団法人マンション管理センターが新築マンションの管理計画案を認定する予備認定の「適合確認」など、多岐に及びます。

これらについては、マンションが最も多い東京都にあって当士会の会員マンション管理士の担当件数が全国で最も多く、担い手となる多くの会員が常に求められています。

さらに、日管連の会員会に所属しているマンション管理士のみが加入することのできる「マンション管理士賠償責任保険」の制度や、管理組合に安心してマンション管理士を外部管理者や役員として活用してもらうための日管連の施策「管理組合損害補償金給付制度」を利用し得る点は、マンション管理士としての業務展開上の確実な優位性につながります。

「マンション管理士制度の普及、周知」に関する事業の大半は、東京都及び外郭団体、都内の区市のマンション施策の推進協力者となること（自治体等との連携）を通じて行われます。

東京都では、平成31年3月に都内のマンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例が制定・公布され、当士会ではこの条例の第15条から第18条までに規定されている管理状況届出制度（事務の実施主体は区市）の推進協力を継続的に担っています。

また、東京都のマンション施策との関係では、令和4年度以降において「第三者管理者方式等に係る分譲マンションの管理適正化支援調査」の推進に、同5年度以降には、災害時でも都民が自宅での生活を継続しやすくする共同住宅を登録・公開する「[東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度](#)」や、マンション共用部の省エネルギー化等の提案をする「[省エネ・再エネアドバイザー派遣制度](#)」の推進などに、鋭意協力しています。

こうした活動を通じて、都内の多くのマンション関係者に対して、マンション管理士という資格者の存在とその活用の有用性を知っていただくとともに、マンション管理組合でマンション管理士の活用を個別具体的に検討していただくきっかけとなっています。

当士会の会員マンション管理士として行政施策の推進協力の最前線を担っていただくことで、必然と多くのマンションや管理組合のご関係者と接する機会が得られ、この経験の蓄積と個々の継続的な努力により、いずれ多種多様な相談や業務に対応することも可能になります。

そうした関係から、行政施策の推進協力という事業活動は、当士会の目的である「マンション管理士の業務活動に対する支援」と「マンション管理士制度の普及、周知」を同時に達成し得るものであるとご理解下さい。

マンション管理適正化法の改正により令和4年度からスタートした「管理計画認定制度」について、認定の取得を目指すマンション管理組合が増えているほか、国土交通省の(旧)外部専門家の活用ガイドラインの改訂版「外部管理者方式等に関するガイドライン」が令和6年6月に公表されたことをきっかけとして、マンション管理士を管理者や役員として活用することを検討している管理組合も増えており、マンション管理士の役割は非常に重要になっています。

マンション管理士としてデビューされる皆様におかれましては、ぜひ当士会の会員となられ、当士会及び日管連の事業活動の仕組みをマンション管理士としての実務経験の蓄積や業務展開に役立てていただくとともに、マンション行政の最先端をゆく東京都の施策の推進の一翼を担っていただきたいと思います。

皆様の当士会へのご入会を心よりお待ちしております。

なお、恒例の入会説明会については、本年も1月下旬から開催してまいります。参加を希望される皆様は、[専用フォーム](#)からお申し込み下さい。

2025年1月7日